

土浦市告示第 9 3 号

土浦市建設工事総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本市が発注する建設工事における安定的な品質の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 1 0 の 2（政令第 1 6 7 条の 1 3 において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し、土浦市契約規則（平成 2 0 年土浦市規則第 1 4 号。第 6 条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 総合評価方式の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の施工能力、地域性等の評価及び入札価格を総合的に評価することが適当であると市長が認める建設工事とする。

(総合評価方式の種類)

第 3 条 総合評価方式の種類は、対象工事の難易度等に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 標準型（技術的な工夫の余地が大きい建設工事において、本市が求める工事内容を実現するため、同種又は類似の工事の経験及び工事成績等、安全対策、交通及び環境への影響並びに工期の縮減等の観点による技術提案を求め、技術力及び入札価格を総合的に評価するものをいう。）
- (2) 簡易型（技術的な工夫の余地が小さい建設工事において、施工の確実性を確保するため、簡易な施工計画並びに同種又は類似の工事の経験及び工事成績等に基づき、技術力及び入札価格を総合的に評価するものをいう。）
- (3) 特別簡易型（技術的な工夫の余地が小さく、かつ、一般的で小規模な建設工事において、施工の確実性を確保するため、同種又は類似の工事の経験及び工事成績等に基づき、技術力及び入札価格を総合的に評価するものをいう。）

(学識経験者の意見の聴取)

第 4 条 市長は、総合評価方式を実施しようとするときは、政令第 1 6 7 条

の10の2第4項及び第5項の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（第13条第1項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

（落札者決定基準の決定）

第5条 市長は、前条の意見を踏まえ、土浦市工事請負業者等選考委員会要綱（昭和48年土浦市訓令第5号）第1条の土浦市工事請負業者等選考委員会（第8条第1項において「選考委員会」という。）による審議を経て、対象工事の案件ごとに、政令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準の標準となる評価項目、評価内容及び配点並びに評価基準及び評価点は、別表のとおりとする。

（総合評価方式に係る公告等）

第6条 市長は、総合評価方式により一般競争入札を実施しようとするときは、規則第5条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

（1）総合評価方式の種類

（2）総合評価方式に係る落札者決定基準

（3）次条第1項に規定する評価資料に関する事項

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、総合評価方式により指名競争入札を実施しようとするときは、規則第21条の規定により指名した者に対し、規則第22条に規定する事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知するものとする。

（評価資料の提出）

第7条 総合評価方式による入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる資料（前条第1項の規定により公告され、又は同条第2項の規定により通知されたものに限る。以下「評価資料」という。）を市長に提出しなければならない。

（1）提出書類一覧表兼誓約書（様式第1号）

（2）自己評価点表（様式第2号）

（3）工事成績評定評価対象工事一覧（様式第3号）

（4）施工実績評価資料（様式第4号）

（5）ICT施工技術の活用計画書（様式第5号）

（6）週休二日制工事の施工実績評価資料（様式第6号）

（7）配置予定技術者評価資料（様式第7号）

- (8) 若手技術者の配置評価資料 (様式第 8 号)
- (9) 災害時応援協定に基づく地域貢献実績評価資料 (様式第 9 号)
- (1 0) 災害時の基礎的事業継続力認定評価資料 (様式第 1 0 号)
- (1 1) 地域ボランティア活動実績評価資料 (様式第 1 1 号)
- (1 2) 新規雇用者実績評価資料 (様式第 1 2 号)
- (1 3) 防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料 (様式第 1 3 号)
- (1 4) 施工計画書 (様式第 1 4 号)
- (1 5) 技術提案書 (様式第 1 5 号)
- (1 6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 評価資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

3 入札参加希望者は、市長の承認を受けなければ、評価資料の内容を変更することができない。

4 評価資料は、返却しないものとする。

(評価資料の審査)

第 8 条 市長は、入札参加希望者から評価資料が提出されたときは、当該評価資料の内容を選考委員会に審査させるものとする。ただし、第 3 条第 3 号に規定する特別簡易型による総合評価方式について、あらかじめ選考委員会の承認を得ているときは、選考委員会による審査を省略することができる。

2 市長は、評価資料のうち施工計画書、技術提案書その他必要と認めるものについて、技術審査委員会に調査させることができる。

3 技術審査委員会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(評価の方式)

第 9 条 総合評価方式の評価は、除算方式 (入札参加希望者又は入札参加者から提出された評価資料に基づき算出した評価点の合計に標準点である 1 0 0 点を加えた点数 (以下「技術評価点」という。) を入札価格で除する方式をいう。) により得られた数値 (以下「評価値」という。) をもって行うものとする。

(審査の方式)

第 1 0 条 総合評価方式の審査は、次の各号のいずれかに掲げる方式によって行うものとする。

- (1) 事前審査方式 (入札執行前に入札参加希望者の技術評価点を算出し、技術評価点の算出が完了したことを当該入札参加希望者に通知した後、入札参加者の評価値を算出する方式をいう。)

(2) 事後審査方式（入札参加者から提出された自己評価点表に基づき算出した技術評価点を入札価格で除して得た数値（以下「仮の評価値」という。）が最も高い入札参加者の評価資料を審査し、評価値を算出する方式をいう。以下同じ。）

2 市長は、事後審査方式により算出した評価値が他の入札参加者の仮の評価値より低い数値となったときは、当該他の入札参加者のうち仮の評価値が最も高い入札参加者の審査資料を審査し、評価値を算出するものとする。
（落札候補者の決定）

第11条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、評価値（事後審査方式の場合においては、仮の評価値。以下この項において同じ。）が最も高い入札参加者を落札候補者として決定する。ただし、評価値が最も高い入札参加者が2人以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。

2 前項ただし書の場合において、くじを引かない入札参加者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
（低入札価格調査の実施等）

第12条 市長は、落札候補者の入札価格が土浦市低入札価格調査実施要綱（令和4年土浦市訓令第 号。以下この条において「低入札価格調査実施要綱」という。）第4条に規定する調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査実施要綱第6条の低入札価格調査を行うものとする。

2 入札参加者の入札価格が低入札価格調査実施要綱第5条第1項に規定する失格基準価格（次条第1項第3号において「失格基準価格」という。）を下回る場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
（落札者の決定）

第13条 市長は、落札候補者が次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該落札候補者を落札者として決定する。この場合において、政令第167条の10の2第5項の規定により学識経験者の意見を聴取したときは、当該意見を踏まえ、落札者を決定するものとする。

(1) 入札参加の資格がある者であること。

(2) 入札書が無効でないこと。

(3) 入札価格が失格基準価格を下回らないこと。

(4) 提出した評価資料に、明らかに悪質と認められる虚偽の記載等が認められないこと。

(5) 施工計画書の評価が失格でないこと。

(6) 技術提案書の評価が失格でないこと。

2 落札候補者が前項各号に掲げる要件のいずれかに該当しないときは、当該落札候補者の入札を無効とし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、評価値が次順位の落札候補者（第11条第1項ただし書の規定により決定された落札候補者を含む。）を落札者として決定するものとする。

（評価結果の公表）

第14条 市長は、落札者を決定したときは、土浦市公共工事等における入札及び契約等の公表に関する要綱（平成13年土浦市告示第138号）による公表と併せて、総合評価方式による評価調書（様式第16号）により入札参加者の技術評価点及び評価値を公表するものとする。

（評価結果に対する理由の説明）

第15条 落札者とならなかった入札参加者は、前条の規定による公表の日から起算して7日以内に、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあった場合は、同項に規定する期間の最終日の翌日から起算して7日以内に、書面により回答するものとする。

（技術提案内容の使用）

第16条 市長は、技術提案について、その後の工事においてその内容が一般的に使用される状態となった場合は、当該技術提案の提案者に通知することなく、本市が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術提案については、この限りでない。

（入札価格以外の評価内容の確保）

第17条 市長は、落札者が提出した評価資料に虚偽の記載がある等明らかに悪質な行為があると認める場合は、当該落札者に係る契約を解除するとともに、指名停止等の措置を講ずることができる。

2 市長は、落札者が評価内容に基づく履行ができなかった場合において、再度の施工が困難又は合理的でないときは、当該落札者について、指名停止等の措置、契約金額の減額、損害賠償の請求又は工事成績評定の減点をすることができる。

（補則）

第18条 この告示に定めるもののほか、総合評価方式の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に公告する一般競争入札及び指名の通知を行う指名競争入札から適用する。

(土浦市建設工事総合評価落札方式試行要綱の廃止)

2 土浦市建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成21年土浦市告示第203号）は、廃止する。

別表（第5条関係）

評価項目	評価内容	配点	評価基準	評価点
工事成績 評定	本市の発注工事（水道事業の工事を除く。）における工事成績評定（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）の平均点（小数点以下第2位を四捨五入）により評価する。 評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去5年度間に完成した工事で、消費税及び地方消費税を含む受注金額が500万円以上のもの（対象工事と同種の工事に限る。）とする。	3 . 0 点	80点以上	3 . 0 点
			78点以上80点未満	2 . 5 点
			76点以上78点未満	2 . 0 点
			74点以上76点未満	1 . 5 点
			72点以上74点未満	1 . 0 点
			70点以上72点未満	0 . 5 点
			上記以外又は不良若しくはやや不良あり	0点
同種工事 の施工実績	国又は地方公共団体等の公共機関が発注した同種工事の施工実績（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）により	1 . 0 点	施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と同等以上の工事の施工実績あり	1 . 0 点

	<p>評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度の前年度から起算して10年度前の年度以後に元請として施工し、完成し、及び引き渡した工事で、かつ、CORINSに登録されたものとする。</p>		<p>施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と類似する工事の施工実績あり</p>	0.5点
			同種工事の施工実績なし	0点
優良建設業者表彰の受賞	<p>国、茨城県又は本市の優良建設業者表彰の受賞（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする表彰は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去5年度間における表彰とする。</p>	1.0点	2回以上の受賞あり	1.0点
			1回の受賞あり	0.5点
			受賞なし	0点
ICT施工技術の活用	<p>対象工事においてICT施工技術を活用する場合に評価する。</p> <p>評価の対象とするICT施工技術は、次に掲げる施工プロセスにおいて活用する技術とする。</p>	1.0点	全ての施工プロセスにおいてICT施工技術を活用	1.0点

	<p>(1) 3次元起工測量</p> <p>(2) 3次元設計データ作成</p> <p>(3) ICT建設機械による施工</p> <p>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>(5) 3次元データの納品</p>		<p>一部の施工プロセスにおいてICT施工技術を活用</p>	0.5点
			ICT施工技術の活用なし	0点
週休二日制工事の施工実績	<p>国、茨城県又は本市が発注した週休二日制工事における施工実績の有無により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度の前年度以後に元請として施工し、完成し、及び引き渡した完全週休二日制又は週休二日制による工事で、CORINSに登録され、かつ、履行の事実を証明書類により確認することができるものとする。</p>	1.0点	完全週休二日制による工事の施工実績あり	1.0点
			週休二日制による工事の施工実績あり	0.5点
			完全週休二日制又は週休二日制による工事の施工実績なし	0点
配置予定技術者の施工経験	<p>国又は地方公共団体等の公共機関が発注した同種工事の主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む。以下同じ。）又は現場代</p>	1.0点	施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と同等以上の工事の施工経験あり	1.0点

	<p>理人としての施工経験（共同企業体の構成員の場合は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、入札公告日の属する年度の前年度から起算して10年度前の年度以後に元請として施工し、完成し、及び引き渡した工事で、かつ、CORINSに登録されたものとする。</p>		<p>施工範囲及び技術を要する部分が対象工事と類似する工事の施工経験あり</p>	0.5点
			同種工事の施工経験なし	0点
配置予定技術者の保有資格	<p>配置予定技術者の保有する資格により評価する。</p> <p>評価の対象とする資格は、主任技術者又は監理技術者として配置する者が保有する資格とする。</p>	1.0点	対象工事の施工上 有用な資格を保有する。	1.0点
			対象工事の施工上 有用な資格を保有しない。	0点
若手技術者の配置	<p>若手技術者の対象工事への配置の有無により評価する。</p> <p>評価の対象とする若手技術者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、他の工事と兼務する場合は、評価の対象としない。</p>	1.0点	主任技術者又は監理技術者の資格を保有する若手技術者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての配置あり	1.0点

	<p>(1) 入札公告日において35歳未満の者</p> <p>(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日の前日から起算して3か月以上雇用している者</p>		主任技術者又は監理技術者の資格を保有しない若手技術者の現場代理人としての配置あり	0.5点
			若手技術者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての配置なし	0点
災害時応援協定締結の有無	<p>入札公告日において、本市との災害時における応援協定の締結（本市との災害時における応援協定を締結した団体の会員であって、入札公告日において当該団体に加入していることを確認することができる場合を含む。以下この項において同じ。）の有無により評価する。</p>	1.0点	災害時における応援協定の締結あり	1.0点
			災害時における応援協定の締結なし	0点
災害時地域貢献の実績	<p>本市との災害時における応援協定に基づく災害時地域貢献の実績の有無により評価する。</p> <p>評価の対象とする地域貢献は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去10年度間における実績とする。</p>	1.0点	災害時地域貢献の実績あり	1.0点
			災害時地域貢献の実績なし	0点

災害時の 基礎的事業継続力の認定	入札公告日における国土交通省関東地方整備局から受けた災害時の基礎的事業継続力（以下この項において「BCP」という。）の認定の有無により評価する。	1 . 0 点	BCPの認定あり	1 . 0 点
			BCPの認定なし	0点
地域ボランティア活動の実績	市内における地域ボランティア活動の実績の有無により評価する。 評価の対象とする地域ボランティア活動は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2年度間に実施した活動で、本市が管理する道路、水路、公共施設等の維持管理に関するもの（当該活動の事実を協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等により証明することができるものに限る。）とする。	1 . 0 点	全ての年度において地域ボランティア活動の実績あり	1 . 0 点
			いずれかの年度において地域ボランティア活動の実績あり	0 . 5 点
			地域ボランティア活動の実績なし	0点
新規雇用者実績	従業員を新たに雇用した実績の有無により評価する。 評価の対象とする雇用は、入札公告日の属する年度の前年度以後に、入札公告日におい	1 . 0 点	従業員の新規雇用実績あり	1 . 0 点

	<p>て35歳未満の従業員と期間の定めのない雇用契約を締結し、入札公告日において3か月以上継続している雇用とする。ただし、当該従業員の当該雇用契約前の勤務先が当該入札参加者（共同企業体の場合にあっては、その構成員。以下この項において同じ。）と同一の企業又は当該入札参加者と資本関係若しくは人的関係のある企業である場合は、評価の対象としない。</p>		<p>従業員の新規雇用実績なし</p>	<p>0点</p>
<p>防疫業務の実績</p>	<p>茨城県と締結する特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき、市内で実施した防疫業務の実績の有無により評価する。</p> <p>評価の対象となる防疫業務の実績は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2年度間に実施したもの（当該業務を実施した事実を証明書類により確認することができるものに限る。）とする。</p>	<p>1 . 0点</p>	<p>防疫業務の実績あり</p>	<p>1 . 0点</p>
			<p>防疫業務の実績なし</p>	<p>0点</p>

施工計画 の評価	対象工事ごとに定める施工上の課題に対する留意点及びその対策について評価する。	100点	1位満点方式とし、次の計算式により算出する。 評価点 = 配点 × 当該入札参加者の点数 / 入札参加者のうち最高の点数 (小数点第2位以下を四捨五入)	満点 100点
			不可と評価された場合は、失格とする。	失格
技術提案 の評価	対象工事ごとに定める設計及び施工方法等に関する技術提案について評価する。	300点	1位満点方式とし、次の計算式により算出する。 評価点 = 配点 × 当該入札参加者の点数 / 入札参加者のうち最高の点数 (小数点第2位以下を四捨五入)	満点 300点
			不可と評価された場合は、失格とする。	失格

備考

- 1 評価項目及び評価内容は、対象工事の目的及び内容により、必要となる技術力等に応じて定めるものとする。
- 2 配点、評価基準及び評価点は、その必要度及び重要度に応じて定めることができる。また、同一の評価項目が複数の評価基準に該当する場合は、より評価点の高い評価基準にのみ該当するものとして扱い、評価点を付すものとする。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（提出先）土浦市長

提出者

所在地

名称

代表者氏名

印

提出書類一覧表兼誓約書

下記の建設工事について、評価資料を提出します。

また、評価資料の記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 対象工事名

2 評価資料

- （1）自己評価点表（様式第2号）
- （2）工事成績評定評価対象工事一覧（様式第3号）
- （3）施工実績評価資料（様式第4号）
- （4）ICT施工技術の活用計画書（様式第5号）
- （5）週休二日制工事の施工実績評価資料（様式第6号）
- （6）配置予定技術者評価資料（様式第7号）
- （7）若手技術者の配置評価資料（様式第8号）
- （8）災害応援協定に基づく地域貢献実績評価資料（様式第9号）
- （9）災害時の基礎的事業継続力認定評価資料（様式第10号）
- （10）地域ボランティア活動実績評価資料（様式第11号）
- （11）新規雇用者実績評価資料（様式第12号）
- （12）防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料（様式第13号）
- （13）施工計画書（様式第14号）（総合評価方式の類型が簡易型の場合に限る。）
- （14）技術提案書（様式第15号）（総合評価方式の類型が標準型の場合に限る。）

(1 5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 連絡先

担当者

所属

氏名

電話番号

F A X

様式第 2 号（第 7 条、第 1 0 条関係）

（表面）

自己評価点表

対象工事名：

提出者の名称：

評価項目		配点	自己評価	提出書類	提出枚
1	工事成績評定			様式第 3 号	枚
2	同種工事の施工実績			様式第 4 号及 び添付書類	枚
3	優良建設業者表彰の受賞				
4	I C T 施工技術の活用			様式第 5 号	枚
5	週休二日制工事の施工実績			様式第 6 号及 び添付書類	枚
6	配置予定技術者の施工経験			様式第 7 号及 び添付書類	枚
7	配置予定技術者の保有資格				
8	若手技術者の配置			様式第 8 号及 び添付書類	枚
9	災害時応援協定締結の有無			様式第 9 号及 び添付書類	枚
1 0	災害時地域貢献の実績				
1 1	災害時の基礎的事業継続力の認定			様式第 1 0 号 及び添付書類	枚
1 2	地域ボランティア活動の実績			様式第 1 1 号 及び添付書類	枚
1 3	新規雇用者実績			様式第 1 2 号 及び添付書類	枚
1 4	防疫業務の実績			様式第 1 3 号 及び添付書類	枚
1 5	施工計画の評価			様式第 1 4 号 及び添付書類	枚
1 6	技術提案の評価			様式第 1 5 号 及び添付書類	枚
1 7	その他				枚
合計					枚

(裏面)

注意事項

- 1 自己評価点の欄には、落札者決定基準の評価基準に該当する点数を記載すること。
- 2 提出枚数の欄には、所定の様式及び添付書類の合計枚数を記載すること。
- 3 落札者決定基準の評価基準に該当せず、当該評価項目に係る評価資料の提出をしないときは、自己評価点及び提出枚数の欄には、「0」と記載すること。
- 4 受注形態が共同企業体の場合は、代表構成員が各構成員分を取りまとめの上、1枚のみ提出すること。代表構成員以外から提出があった書類は、無効とする。
- 5 提出枚数の記載がない評価項目は、評価の対象外とする。
- 6 審査方式が事後審査方式の場合において、自己評価点の記載がない評価項目は、評価の対象外とする。
- 7 評価資料の審査の結果、自己評価点が本来得られる評価点より高い場合は、その評価項目は本来の評価点とする。また、自己評価点が本来得られる評価点より低い場合は、その評価項目の評価点は、自己評価点どおりとする。
- 8 審査方式が事後審査方式の場合は、仮の評価値が1位の者の評価資料のみ審査を行い、落札者が決定された時点で、仮の評価値が2位以下の者の評価資料の審査は行わない。
- 9 この書類の記載事項に虚偽があった場合は、指名停止措置等を行うことがある。

様式第3号（第7条関係）

工事成績評定評価対象工事一覧

対象工事名：

提出者の名称：

工事名	工事の種類	工事期間	受注形態	評定点
		～		点
		～		点
		～		点
		～		点
		～		点
		～		点
		～		点
		～		点
評定点平均（小数点第2位以下を四捨五入）				点

注意事項

- 1 評価対象となる全ての工事について記載すること。
- 2 この評価項目について実績を有しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 3 工事の種類には、建設業法（昭和24年法律第100号）における工事の種類を記載すること。
- 4 受注形態には、「単体」又は「共同企業体（出資比率パーセント）」と記載すること。
- 5 共同企業体としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限ること。
- 6 評定点には、土浦市長が送付した工事成績評定通知書の評定点を記載すること。

施工実績評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

施工実績

工事概要等	発注者名	
	工事名	
	工事場所	
	受注金額	円()円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	
	工事概要	
	CORINS 登録	CORINS登録番号：

注意事項

- 記載する同種又は類似の工事の実績の件数は、1件でよい。
- この評価項目について実績を有しない場合は、記載を要しない。
- 受注金額の欄の()円)内には、共同企業体の場合の全体額を記載すること。
- 受注形態は、「単体」又は「共同企業体(出資比率 パーセント)」と記載すること。
- 共同企業体としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限ること。
- 工事概要は、評価基準に該当する工事であることが確認できるように記載すること。
- 工事の内容を証明できるもの(竣工時工事カルテ、発注者の証明書等)を添付すること。

優良建設業者表彰

受賞実績 (入札公告日の属する年度を除く直近の過去5年間)	<input type="checkbox"/> あり		
		年度	工事 (表彰)
		年度	工事 (表彰)
		年度	工事 (表彰)
		年度	工事 (表彰)
		年度	工事 (表彰)
	<input type="checkbox"/> なし		

注意事項

- 受賞実績が複数あるときは、該当する全ての受賞実績を記載すること。
- この評価項目について実績を有しない場合は、記載を要しない。
- 表彰状等の写しを添付すること。

様式第5号（第7条関係）

（表面）

I C T施工技術の活用計画書

対象工事名：

提出者の名称：

施工プロセス	I C T施工技術の内容
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量	<p>以下から選択して3次元起工測量を実施（（1）、（5）及び（6）は、I C T土工のみ対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 （2）地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 （3）トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 （4）トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 （5）R T K - G N S Sを用いた起工測量 （6）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 （7）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 （8）その他の3次元計測技術を用いた起工測量
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成	<p>3次元起工測量データと設計図書の図面データを用いて、3次元設計データを作成</p>
<input type="checkbox"/> I C T建設機械による施工	<p>3次元設計データを用いて、以下に示すI C T建設機械を作業に応じて選択して使用</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）3次元マシンコントロール又は3次元マシンガイダンスブルドーザ（3次元マシンガイダンスブルドーザは、I C T土工のみ対象） （2）3次元マシンコントロール又は3次元マシンガイダンスバックホウ（I C T土工のみ対象） （3）3次元マシンコントロールモーターグレーダ（I C T舗装工のみ対象）
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<p>I C T建設機械による施工において、以下に示す方法で出来形管理及び品質管理を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）出来形管理 <ul style="list-style-type: none"> ア 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理・R T K - G N S Sを用いた出来形管理 イ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ウ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 エ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理 オ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 キ その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 （2）品質管理（I C T土工のみ対象） <ul style="list-style-type: none"> T S ・ G N S Sを用いた締固め回数管理による品質管理
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品	<p>3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。</p>

(裏面)

注意事項

- 1 ICT施工技術の活用を計画する全ての施工プロセスの左欄にレ点を記載すること。
- 2 対象工事においてICT施工技術の活用を計画しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 3 ICT活用促進工事(土工)またはICT活用促進工事(舗装工)のいずれかで、ICT施工技術を活用する場合に評価の対象とする。
- 4 「全ての施工プロセスにおいてICT施工技術を活用する」計画として評価を受けた場合において、対象工事の着手前に、発注者から別途工事等で実施した3次元測量データの提供があった場合は、3次元起工測量を除く他の全ての施工プロセスにおいて、ICT施工技術を活用すること。
- 5 「一部の施工プロセスにおいてICT施工技術を活用する」計画として評価を受けた場合において、計画した施工プロセスでのICT施工技術の活用が困難な場合は、受発注者間の協議の上、ICT施工技術を活用する施工プロセスを変更できるものとする。ただし、いずれかの施工プロセスでICT施工技術を活用すること。
- 6 落札決定後に受発注者間で協議を行い、活用するICT施工技術を決定すること。なお、協議結果に基づき、対象工事においてICT施工技術を活用した場合は、評価の可否にかかわらず、設計変更の対象とする。
- 7 ICT施工技術を活用する規模が極めて小さい場合(一部の施工数量のみ等)は、評価対象外とする。
- 8 受注者の責めに帰すべき事由により、この計画書どおりの履行がなされなかった場合は、工事成績評定を減ずる措置を行う。

様式第6号（第7条関係）

週休二日制工事の施工実績評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

評価の対象とする週休二日制工事	
発注者名	
工事名	
工事場所	
受注金額	
工期	年 月 日 ～ 年 月 日
工事竣工日	年 月 日
受注形態	
CORINS登録	CORINS登録番号：
発注方式	<input type="checkbox"/> 完全週休二日制工事（4週8休相当以上） <input type="checkbox"/> 週休二日制工事（4週6休相当以上）

注意事項

- 1 評価の対象となる週休二日制工事の実績を有しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 2 評価の対象は、入札公告日の属する年度の前年度以後、入札公告日までの期間に竣工した週休二日制工事における工事で、履行実績取組証その他発注者から交付された履行の実績を証明する書類があるものとする。
- 3 発注者から発行された履行実績取組証その他履行の実績を証明する書類の写しを添付すること。なお、評価の対象とする週休二日制工事の竣工日が入札公告日の直近であり、発注者からの履行実績取組証等の発行が遅れているため添付することができない場合は、発行後速やかに提出すること。
- 4 受注形態は、「単体」又は「共同企業体（出資比率 パーセント）」と記載すること。
- 5 共同企業体としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限ること。

様式第7号（第7条関係）

（表面）

配置予定技術者評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

配置予定技術者	区分	<input type="checkbox"/> 主任技術者 ・ <input type="checkbox"/> 監理技術者		
	フリガナ 氏名		年齢	歳
法令による資格及び免許		取得年月日	年 月 日	
監理技術者資格者証番号		取得年月日	年 月 日	
監理技術者講習修了証番号		修了年月日	年 月 日	
その他の資格(資格の名称)		取得年月日	年 月 日	

工事 経 験	発注者名	
	工事名	
	工事場所	
	受注金額	円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	(期間： 年 月 日 ~ 年 月 日)
	工事概要	
	CORINS登録	CORINS登録番号：

申請時における 他工事の 従事状況等	発注者名	
	工事名	
	工事場所	
	工期	年 月 日 ~ 年 月
	従事役職	(期間： 年 月 日 ~ 年 月)
	本工事と重複する場合の 対応措置	
	CORINS登録	CORINS登録番号：

(裏面)

注意事項

(共通)

- 1 記載する同種又は類似の工事の実績の件数は、1件でよい。
- 2 この評価項目について実績を有しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 3 対象工事に主任技術者又は監理技術者として配置する予定の技術者（以下「技術者」という。）1名について作成すること。
- 4 技術者の健康保険被保険者証（全国健康保険協会又は健康保険組合が発行したもの）の写しを添付すること。ただし、社会保険の加入の義務がない者は、3か月以上の雇用関係を証明することができる書類を添付すること。
- 5 実際の工事の施工に当たって、種々の状況からやむを得ないものとして発注者が承認した場合のほか、この書類に記載した技術者以外の者に変更することを認めない。

(資格について)

- 6 国家資格等を有する者にあつては、当該国家資格に係る証明書等の写しを添付すること。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。ただし、平成16年2月29日以前に監理技術者資格者証を交付された者については、監理技術者講習修了証の写しのみで足りる。

(工事経験について)

- 7 工事概要は、評価基準に該当する工事であることを確認することができるように記載すること。
- 8 工事経験を有する工事は、施工実績評価資料（様式第4号）の工事と同一でなくてもよい。
- 9 共同企業体の構成員としての経験の場合は、出資比率20パーセント以上のものに限る。
- 10 当該工事の内容を証明できるもの（竣工時工事カルテ、契約書、図面の写し等）を添付すること。

(他工事の従事状況について)

- 11 申請時における他工事の従事状況等は、この書類の提出日現在において従事している全ての工事について記載すること。従事している工事が複数ある場合は、この書類を従事工事数分作成すること。

様式第8号（第7条関係）

（表面）

若手技術者の配置評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

フリガナ 氏名	
年齢 (生年月日)	入札公告日現在 歳 (年 月 日)
雇用期間 (雇用開始年月日)	入札公告日現在 年 月 日雇用 (年 月 日)
配置区分	<input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人
主任技術者又は監理 技術者の資格要件	<input type="checkbox"/> あり 資格の内容 ()

(裏面)

注意事項

- 1 評価対象となる若手技術者を配置しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 2 評価の対象は、対象工事に主任技術者、監理技術者又は現場代理人として配置する場合とする。なお、対象工事において主任技術者、監理技術者及び現場代理人を兼任する場合も評価の対象とするが、他工事と兼務する場合は評価の対象外とする。
- 3 評価の対象とする若手技術者は、入札公告日において35歳未満の者とする。また、入札公告日の前日から起算して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- 4 若手技術者の健康保険被保険者証（全国健康保険協会又は健康保険組合発行が発行したもの）の写しを添付すること。ただし、社会保険の加入の義務がない者は、3か月以上の雇用関係が証明できる書類を添付すること。
- 5 対象工事の主任技術者又は監理技術者の資格要件を有する者を現場代理人として配置する場合は、保有資格要件の内容を記載の上、入札公告日時点において資格を有することを証明する書類（資格証明書等の写し）を添付すること。
- 6 対象工事において配置予定している若手技術者を1名に特定できない場合は、主任技術者、監理技術者又は現場代理人について、複数（それぞれ3名まで）の者を配置予定の若手技術者として行うことができる。この場合は、この書類は全ての配置予定若手技術者について提出するものとし、若手技術者の評価点については、最も低い評価を受けたものをもって算定する。なお、落札者は、落札者決定から契約締結までの間に1名を選択するものとする。
- 7 この書類を提出した落札者は、この書類に基づき、主任技術者、監理技術者又は現場代理人を選任する。なお、やむを得ない事情によりこの書類に記載した若手技術者を変更する場合は、評価を受けた若手技術者と同等の評価を得られる者を配置することができる。（製作工と架設工（現場据付工）の工種がある場合は、それぞれ別の者（評価を受けた若手技術者と同等の評価を得られる者）を配置することができる。）
- 8 この書類どおりの履行がなされなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。

様式第9号（第7条関係）

災害時応援協定に基づく地域貢献実績評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

災害協定締結の有無

締結の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	協定の締結日	年 月 日
締結の主体	<input type="checkbox"/> 単体 ・ <input type="checkbox"/> 団体 (団体加入日)		年 月 日

注意事項

提出者が、土浦市との災害時における応援協定を締結した団体の会員である場合は、当該団体に加入していることを確認できる書類（この書類の受付日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付すること。

災害時地域貢献の実績

災害時地域貢献の概要	貢献の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	貢献の事実を確認することができる相手方又は第三者等の住所、氏名及び電話番号	
	貢献の具体的な内容	
	対価の有無	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実費相当 ・ <input type="checkbox"/> 利益を含む) <input type="checkbox"/> 無
	対価を得た場合の相手方の住所、氏名及び電話番号	

注意事項

- 1 記載する災害時地域貢献の実績の件数は、1件でよい。
- 2 この評価項目について実績を有しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 3 災害時地域貢献の実績内容を確認することができるように記載すること。また、実績を証明する書類を添付すること。
- 4 公共施設に関する貢献のみならず、災害時における地域及び民間施設に対する貢献並びに社会的な災害に対する貢献も含む。
- 5 評価の対象とする貢献活動は、発注者が当該貢献の事実を確認することができる相手方又は第三者等が存するものに限る。
- 6 貢献の事実を確認することができる相手方及び対価を得た場合の相手方の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。
- 7 貢献活動に際し対価を得ている場合であっても、その対価が実費相当である場合は、評価の対象とする。ただし、事実上の請負契約や期間委任契約とみなされる場合は、評価の対象としない。

様式第10号（第7条関係）

災害時の基礎的事業継続力認定評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

認定の内容

認定を受けた 企業の名称	
認定番号	
認定日	年 月 日
認定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

注意事項

- 1 この評価項目について認定を受けていない場合は、この書類の提出を要しない。
- 2 国土交通省関東地方整備局から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定について記載すること。
- 3 国土交通省関東地方整備局から交付された認定証の写しを添付すること。
- 4 対象工事の入札公告日において、災害時の基礎的事業継続力の認定が有効である場合に評価対象とする。
- 5 受注形態が共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの認定でよい。

様式第 1 1 号（第 7 条関係）

地域ボランティア活動実績評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

前年度の実績	活動の種類	<input type="checkbox"/> 道路 ・ <input type="checkbox"/> 水路 ・ <input type="checkbox"/> 公共施設等（ ）
	活動の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	活動の事実を確認することができる相手方又は地域の代表者等の住所、氏名及び電話番号	
	活動の具体的な内容	
前々年度の実績	活動の種類	<input type="checkbox"/> 道路 ・ <input type="checkbox"/> 水路 ・ <input type="checkbox"/> 公共施設等（ ）
	活動の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	活動の事実を確認することができる相手方又は地域の代表者等の住所、氏名及び電話番号	
	活動の具体的な内容	

注意事項

- 1 地域ボランティア活動の実績は、前年度及び前々年度について 1 件ずつ記載すること。ただし、各年度の地域活動の内容は、共通のものでなくてもよい。
- 2 この評価項目について実績を有しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 3 企業として取り組み、対価を得ていない地域ボランティア活動について、実績内容を確認することができるように記載すること。
- 4 評価の対象とする地域ボランティア活動は、土浦市が管理する道路、水路、公共施設等の維持管理に関する除草、清掃、植栽等で、協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等により証明することができるものに限る。
- 5 地域ボランティア活動を証明する書類を添付すること。
- 6 地域ボランティア活動の事実を確認することができる相手方等の電話番号については、記載可能な場合に記載すること。

様式第12号（第7条関係）

新規雇用者実績評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

フリガナ 氏名	
年齢 (生年月日)	入札公告日現在 歳 (年 月 日)
雇用期間 (雇用開始年月日)	入札公告日現在 年 月 雇用 (年 月 日)
雇用前の勤務先	勤務先名称： (同一の企業又は資本関係若しくは人的関係のある企業でない。)

注意事項

- 1 評価対象となる新規雇用の実績を有しない場合は、この書類の提出を要しない。
- 2 評価の対象は、入札公告日の属する年度の前年度以後に正規雇用（原則として、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイムで期間の定めのない雇用契約）をした従業員（被雇用者）を入札公告日まで3か月以上継続雇用している場合とし、パート・アルバイト、派遣社員、契約社員、臨時社員、特定技能外国人（技能実習・特定技能1号）等は、評価対象外とする。
- 3 評価の対象とする従業員は、入札公告日において35歳未満の者で、直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとし、雇用後の職種並びに勤務地及び居住地の限定はしない。
- 4 新規雇用した従業員の雇用前の勤務先が提出者（共同企業体の場合にあつては、その構成員）と同一企業又は資本関係若しくは人的関係のある企業である場合は、評価対象外とする。
- 5 受注形態が特定建設工事共同企業体の場合は、その構成員のいずれかの実績でよい。
- 6 評価対象となる従業員（被雇用者）について、以下の証明書類を添付すること。
 - (1) 従業員の雇用年月日、入札公告日における年齢が分かる書類
例：健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得確認等通知書の写し（雇用年月日は、健康保険被保険者証にあつては資格取得年月日、雇用保険被保険者資格取得確認等通知書にあつては被保険者となった年月日とする。）
 - (2) 正規雇用されていることが分かる書類
例：雇用契約書、労働条件通知書の写し等
 - (3) 従業員を3か月以上継続雇用していることを証明することができる書類
例：賃金台帳、出勤簿の写し等

様式第 1 3 号（第 7 条関係）

防疫協定に基づく防疫業務実績評価資料

対象工事名：

提出者の名称：

防 疫 業 務 の 概 要	防疫協定の名称	
	協定締結者	
	防疫業務の種類	
	業務の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	防疫作業の場所	
	業務の具体的な内容	

注意事項

- 1 茨城県と締結する特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき、土浦市内で行った防疫業務の実績について記載すること。なお、記載する実績は、1件でよい。
- 2 防疫業務の実績は、入札公告日の属する年度を除く直近の過去2年度間に実施したものとし、協定に基づく活動実績について評価の対象とする。
- 3 防疫業務の実績内容を確認することができるように記載すること。また、協定の協力要請に基づく実績を証明する書類（茨城県が発行した活動証明書等）を添付すること。

施工計画書

対象工事名：

提出者の名称：

作成年月日： 年 月 日

作成者氏名：

施工計画	
課題 1	に関する留意点と対策について
(1)	
(2)	
(3) その他の工夫	
課題 2	に関する留意点と対策について
(1)	
(2)	
(3) その他の工夫	
課題 3	に関する留意点と対策について
(1)	
(2)	
(3) その他の工夫	

注意事項

- 1 この書類は配置予定技術者が作成し、A 4 用紙 2 枚以内で簡潔に記述すること。
- 2 記載する留意点と対策については、課題ごとにそれぞれ 5 項目以内とすること。6 項目以降については、評価の対象としない。
- 3 必要に応じ、施工計画に記述した内容を補足説明するための資料（図面、写真等）を添付してもよいが、当該資料は、評価の対象としない。
- 4 必要に応じ、配置予定技術者に対し、施工計画に関するヒアリングを実施することがある。
- 5 課題に関する留意事項だけでなく、その具体的な対策についても記述すること。
- 6 「その他の工夫」に記載した内容についても、発注者が指定した評価上の着目点と同等以上のものは、評価の対象とする。
- 7 発注者が指定した評価上の着目点に対する対策とその他の工夫を明確に分けて記載すること。項目ごとに明確に記載されていない場合は、評価の対象としない。
- 8 受注者の責めに帰すべき事由により、施工計画書どおりの履行がなされなかった場合は、工事成績評定を減ずる措置を行う。

様式第15号（第7条、第8条、第13条関係）

技術提案書

対象工事名：

提案者の名称：

対象工事の技術提案については、以下のとおりとします。この技術提案が適正と認められたときは、これに基づき施工します。

作成年月日： 年 月 日

作成者氏名：

技術提案事項	
技術提案の内容	
1 提案値（単位： ）	
2 技術提案に関する具体的な内容	
3 工事目的物の性能、機能等に与える影響について	
4 施工の安全性について	
5 材料等の品質について	
6 周辺環境への影響について	
7 経済性（総合的なコストも含む。）について	
8 その他の問題点と対応策	
9 施工実績の有無（CORINS登録番号： ）	
10 その他必要な事項	
この技術提案が適正と認められなかった場合の措置	<input type="checkbox"/> 入札参加を希望する（標準的な施行方法に基づき施工する。）。 <input type="checkbox"/> 入札参加を辞退する。

注意事項

- 1 この書類は、配置予定技術者が作成し、A4用紙2枚以内で簡潔に記述すること。なお、発注者が複数項目の技術提案を求めている場合は、それぞれの技術提案についてA4用紙2枚以内とする。
- 2 必要に応じ、技術提案に記述した内容を補足説明するための資料（図面、写真等）を添付してもよいが、評価の対象としない。
- 3 必要に応じ、配置予定技術者に対し、技術提案に関するヒアリングを実施することがある。
- 4 受注者の責めに帰すべき事由により、技術提案書どおりの履行がなされなかった場合は、工事成績評定を減ずる措置を行う。

様式第16号 (第14条関係)

総合評価方式に関する評価調書

入札日 年 月 日

発注課	工事番号及び工事名	工事場所	予定価格(税抜)	入札方式	工事概要	総合評価方式を適用した理由
			円			
			(調査基準価格) 円			
			(失格基準価格) 円			

落札者決定基準

年 月 日

入札価格以外の評価項目及び配点										計
標準点										

入札価格以外の評価結果

年 月 日

入札参加者	入札価格以外の評価項目及び評価点										備考	
	標準点											計 (a)

総合評価結果

年 月 日

入札参加者	入札価格 (b)	技術評価点 (a)	評価値 (a) / (b)	備考
	円			
	円			
	円			

- 1 評価値は、10のべき乗を用いて指数表記とした上、原則として整数第1位から始まる仮数を記載する。
- 2 評価資料の審査方式が事後審査方式である場合は、落札者又は落札候補者となった者以外の技術評価点は自己評価点によるものとし、評価値は、仮の評価値を記載する。